

■ 全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書

今般、川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、来年度より「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正されております。さらには、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査の実施」を「事業仕分け」の対象としたため、調査規模がさらに縮小される可能性が出てきており、都道府県や自治体間の学力比較ができなくなり、地域間格差を是正する実効性が失われるおそれさえ生じております。

来年は、3年前に小学6年生だった児童が、中学3年生となり「全国学力・学習状況調査」に参加します。3年間の学習の成果を、定点観測により検証できる初めての機会であるにもかかわらず、あえて「抽出方式」に切り替える合理的な理由はありません。保護者からも、子どもの相対的な学力を知ることができるので、「全国学力・学習状況調査」に参加したいという声が上がっています。

抽出調査の対象外であっても、設置者が希望すれば利用できる「希望利用方式」も併用することですが、その実施に関しては非常にあいまいであり、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となったものと比べて、著しく不公平を生じます。全国調査であるからこそ、子ども一人ひとりの課題などを把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となることから、全国調査として継続すべきです。

よって、国会および政府におかれましては、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査を継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、調査のさらなる充実を図られることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、文部科学大臣、総務大臣、内閣官房長官 宛

■ 高速道路原則無料化の白紙撤回を求める意見書

政府は、高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では、段階的な無料化に向けた社会的実験経費6,000億円を平成22年度予算概算要求の中に盛り込みました。確かに、我が国の高速道路料金は世界で最も高く、物流コストが内需拡大の足かせになっている点などを考慮しても、料金減額は国家戦略として行う必要があります。しかし、原則無料化はあまりにも民意並びに実体経済と乖離していると言わざるを得ません。事実、鉄道、フェリー、バス業界から「客離れが進む」「渋滞が頻発すれば生鮮食料品の鮮度に影響する」などの懸念が示されています。特に、地域の公共交通を支える鉄道・バス業界が経営悪化に陥るような事態になれば、地域の交通アクセスが縮小していく可能性は多大であり、結果「交通弱者」を誘発させてしまうことは明らかであります。また、政府が目指す無料化による経済活性化についても、都市部やショッピングセンターなどを抱えるごく一部に消費者が集中し、結果として地域経済の格差助長、過疎化の進行にもつながりかねません。

さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾しています。このままでは鳩山総理大臣が世界に高らかに公約した温室効果ガス25%削減の目標を達成させることは困難であり、実現できなければ、わが国の国際信用にも影響しかねません。

政府与党は、原則無料化の実施に向けて、地方道路予算の2兆円分を財源に充てるとしています。しかし、地方道路の改修は未だに十分なレベルに達していません。わが町でも、慢性的な渋滞、危険箇所解消などについて、住民から絶えることなく改善を求める声が届けられています。

政府においては、「住民にとって本当に必要な道路は何か」という原点に立ち返り、高速道路料金原則無料化の方針を撤回することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、国土交通大臣、内閣官房長官 宛

議会から 4つの意見書を提出

■ 国道16号（八王子～瑞穂拡幅）事業凍結の撤回を求める意見書

国土交通省は、来年度建設を凍結する直轄道路の候補路線として国道16号の八王子から瑞穂間の拡幅工事をあげています。

国道16号は大型車両の通行が著しい物流の大動脈であり、多摩地域を南北に縦断する最重要幹線道路です。しかし、小荷田から米軍横田基地の第5ゲートまでの約2.7kmが慢性渋滞に、また、瑞穂町内では、南二本木交差点付近において、歩道が整備されておらず、歩行者や自転車利用者から交通事故発生の危険が指摘されております。

これらは、武蔵野橋から小荷田にかかる1.7km区間及び南二本木交差点付近の未整備区域から起因しています。

国道16号の整備は多くの瑞穂町民の切望であり、我々瑞穂町議会として、長年にわたって何度も陳情を繰り返してきた経緯があります。そして現在では、国による拡幅整備工事が進められ、いずれの箇所において用地買収、橋梁の架け替え工事などが進み、二区間とも完了まで残りごくわずかとなりました。町民からは早期完成を待ち望み期待に胸膨らませている声も聞かれています。然るに、今回の政府与党の発表した当事業の凍結は、渋滞要因・経済的損失・危険区域の放置であり、多くの国道16号を利用する瑞穂町民の願いを反故するもの以外の何ものでもありません。

政府においては、瑞穂町民の切なる願望を十分勘案していただき、国道16号（八王子～瑞穂拡幅）事業の拡幅工事凍結を撤回するよう強く要求いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、国土交通大臣、内閣官房長官 宛

■ 地方の声を国に直接伝えられる制度の保障を求める意見書

身近な住民の声に応えるため、あるいは将来持続可能なローカルガバナンスを実現させようとする上で、主権者の代表である地方自治体の首長が中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段であります。しかし、政府・与党はそうした身近な声の受け皿となる窓口を民主党本部幹事長室に一元化させる形式とすべくシステム作りを進めています。こうした政府の方針に対し、地方自治体から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧する声が多くあがっています。原口一博総務大臣も、記者会見で「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があってはならない」との趣旨の発言をしています。

本来、地方自治体の主権者はそこで生活する住民であり、政党とは切り離して考えるべき問題であります。また、三権分立を国家運営の支柱とする我が国にあって、立法府を構成する政党が行政課題を旨とする陳情の窓口となったら、憲法で保障する国民の請願権を侵害することになります。

よって、国におかれましては、行政として直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、国土交通大臣、内閣官房長官 宛